道　生　第　７　５　０　号
令和５年（2023年）８月２１日

各関係機関・団体の長　様

北海道知事　鈴木　直道

令和５年（2023年）秋の全国交通安全運動の実施について

交通安全運動の推進につきましては、日頃から格別のご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、秋の全国交通安全運動につきましては、別添「令和５年秋の全国交通安全運動北海道実施要綱」のとおり実施いたします。

つきましては、ポスター及びチラシを送付しますので、運動の周知と期間中の交通安全運動の実施など、本運動の効果的な推進につきまして、特段のご配意をお願いいたします。

記

１　運動期間
　９月21日（木）から９月30日（土）までの10日間

２　北海道内の統一行動日（セーフティコール）
　９月21日（木）

３　交通事故死ゼロを目指す日
　９月30日（土）

４　その他
　実施要綱及びチラシにつきましては、道のホームページからダウンロードできますので、適宜ご活用ください。
　また、道と道警で自転車の安全利用に関する動画を作成いたしましたので、広報・啓発等でご活用ください。

道のホームページ（令和５年（2023年）交通安全運動）ＵＲＬ
https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/dms/kat/campaign/index.html

自転車の安全利用に関する動画　ＵＲＬ・ＱＲコード
https://m.youtube.com/watch?v=3USmwfEnDMg

環境生活部くらし安全局道民生活課
交通安全係
担　当：上坂
電　話：011-231-4111（内線 24-159）
ＦＡＸ：011-232-4820

令和５年　秋の全国交通安全運動北海道実施要綱

第１　運動の目的

交通安全を自らのことと捉え、交通ルールの遵守や思いやりのある交通マナーの実践が主体的に行われるよう、道民一人一人の交通安全意識の高揚を図る。

第２　期間

１　運動期間

９月２１日（木）～９月３０日（土）までの１０日間

２　統一行動日（セーフティコール）

９月２１日（木）

３　交通事故死ゼロを目指す日

９月３０日（土）

第３　主催

北海道、北海道教育委員会、北海道警察、札幌市、市町村、公益社団法人北海道交通安全推進委員会、一般財団法人北海道交通安全協会、一般社団法人北海道安全運転管理者協会

第４　運動の重点

１　こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保

２　夕暮れ時と夜間の交通事故防止及び飲酒運転等の根絶

３　自転車等のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

４　スピードダウンと全席シートベルトの着用

第５　運動の進め方

道、道教委、道警察、市町村をはじめ、関係機関・団体等は緊密に連携し、体系的かつ効果的な交通安全運動を展開するとともに、参加・体験・実践型の交通安全教育を積極的に推進する。

第６　重点に関する主な推進項目

１　こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保

(1) 歩行者の交通ルール遵守の徹底

ア 歩行者に対し，横断歩道を渡ること，信号機のあるところでは，その信号に従うこと等の基本的な交通ルールの周知に加え，自らの安全を守るための交通行動として，運転者に対して横断する意思を明確に伝え，安全を確認してから横断を始めること，横断中も周囲の安全を確認すること等を促す呼び掛けの推進

イ 歩行中幼児・児童の交通事故の特徴（飛び出しによる死者・重傷者が多いなど）等を踏まえた交通安全教育等の推進

ウ 安全に道路を通行することについて，日常生活や教育現場における保護者や教育関係

者からの幼児・児童への教育の推進

エ 高齢歩行者の死亡事故の特徴（65 歳未満と比較して横断中が多いなど）を踏まえ，高齢者自身が，加齢に伴って生ずる身体機能の変化（例えば，認知機能の低下，疾患による視野障害等の増加，反射神経の鈍化，筋力の衰えなど）を理解し，安全な交通行動を実践するための交通安全教育等の推進

オ 反射材用品等の視認効果や使用方法等の周知と自発的な着用の促進

(2) 歩行者の安全の確保

ア 通学路，未就学児を中心にこどもが日常的に集団で移動する経路等における見守り活動等の推進

イ 「ゾーン30プラス」の整備を始めとする生活道路対策の推進

ウ 通学路交通安全プログラム等に基づく点検や対策の推進

２ 夕暮れ時と夜間の交通事故防止及び飲酒運転等の根絶

(1) 夕暮れ時と夜間の交通事故防止

ア 夕暮れ時と夜間における死亡事故の特徴（日の入り後１時間の横断中歩行者の死亡事故が多いなど）を踏まえた交通安全教育等の推進

イ 夕暮れ時における自動車前照灯の早めの点灯の励行

ウ 夜間の対向車や先行車がいない状況におけるハイビームの活用促進

エ 自動車運送業を始めとする事業者による従業員への夕暮れ時と夜間の運転時の注意喚起

(2) 運転者の歩行者等保護意識の向上

ア 交通ルールの遵守と歩行者や他の車両に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って通行する交通マナーの呼び掛け

イ 横断歩道等に歩行者等がいないことが明らかな場合を除き，直前で停止可能な速度で進行する義務や横断歩道等における歩行者等優先義務等の遵守による歩行者等保護の徹底

ウ 運転者に対し，歩行者等保護の徹底を始め，安全に運転しようとする意識及び態度を向上させるための交通安全教育や広報啓発の推進

エ 運転中のスマートフォン等の使用や注視の危険性についての広報啓発の推進

(3) 飲酒運転の根絶

ア 交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等のほか，飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底やハンドルキーパー運動の促進など，地域，職域等における飲酒運転根絶への取組を推進し，「飲酒運転をしない，させない、許さない、そして見逃さない」という「飲酒運転を許さない社会環境」の醸成

イ 運転者の点呼時におけるアルコール検知器の使用促進や業務に使用する自動車の使用者等における義務の遵守の徹底

(4) 妨害運転等の防止

ア 妨害運転等の悪質・危険な運転についての広報啓発の推進

イ 「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性，ドライブレコーダーの普及促進等に関する広報啓発の推進

(5) 高齢運転者の交通事故防止

ア 高齢運転者に対する加齢等に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響等を踏まえた交通

安全教育及び広報啓発の推進

イ 衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載した安全運転サポート車の普及啓発とサポートカー限定免許制度についての広報啓発の推進

ウ 身体機能の変化等により安全運転に不安のある運転者等に対する安全運転相談窓口の積極的な周知及び利用促進並びに運転免許証の自主返納制度及び自主返納者に対する各種支援施策の広報啓発による自主返納の促進

(6) 二輪車運転者に対する広報啓発

ア 二輪車の特性の周知やヘルメットの正しい着用とプロテクターの着用による被害軽減効果に関する広報啓発の推進

イ 若者層のみならず，中高年に対する二輪車安全運転教育・広報啓発の推進

3 自転車等のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

(1) 自転車利用者のヘルメット着用と安全確保

ア 全ての自転車利用者に対するヘルメット着用の必要性・効果に関する理解の促進と努力義務化を踏まえた着用の徹底に向けた広報啓発の推進

イ 夕暮れ時の早めの灯火点灯と反射材用品等の取付け促進による自転車の被視認性の向上

ウ 幼児を幼児用座席に乗車させる際のシートベルト着用及び幼児二人同乗用自転車の乗車・降車時における転倒等の具体的な危険性の周知や安全利用に関する広報啓発の推進

エ 自転車利用者の安全を確保するための定期的な点検整備の促進

オ 自転車事故被害者の救済に資するための損害賠償責任保険等への加入促進

(2) 自転車の交通ルール遵守の徹底

ア 「自転車安全利用五則」の活用による車道通行の原則，車道は左側通行，歩道は歩行者優先等の通行方法や自転車通行空間が整備された箇所における通行方法の周知と遵守の徹底

イ 信号の遵守や交差点での一時停止・安全確認のほか，夜間の無灯火走行，飲酒運転，二人乗り，並進の禁止等交通事故防止のための基本的な交通ルールの周知と遵守の徹底

ウ スマートフォン等使用時や傘差し等の片手運転，イヤホン等を使用した運転の危険性の周知と指導の徹底

エ 自転車を用いた配達業務中の交通事故を防止するため，関係事業者等に対する交通安全対策の働き掛けや自転車配達員に対する街頭における指導啓発，飲食店等を通じた配達員への交通ルール遵守の呼び掛け等の推進

(3) 特定小型原動機付自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

ア 特定小型原動機付自転車に関する新たな交通ルールの周知と遵守の徹底及び被害軽減のためのヘルメット着用の徹底

イ 特定小型原動機付自転車の利用者に対する販売事業者，シェアリング事業者等と連携した安全利用についての広報啓発の推進

4 スピードダウンと全席シートベルトの着用

(1) スピードダウン

ア 速度の出し過ぎによる危険性を周知するための広報啓発活動を推進する。

イ 思いやり・ゆずり合いの心を持った運転意識の醸成に向けた広報啓発活動を推進する。

ウ　ドライビングシミュレータ等を活用した安全速度の遵守に向けた交通安全教育を推進する。

(2) 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

ア 全ての座席におけるシートベルト着用とチャイルドシートの使用義務の周知・指導の徹底及びその必要性・効果に関する理解の促進

イ シートベルトの高さや緩みの調整，チャイルドシートの確実な取付方法やハーネス（肩ベルト）の締付け方等，正しい使用方法についての広報啓発の推進

ウ 高速乗合バスや貸切バス等の事業者に対する全ての座席におけるシートベルト着用を徹底させるための指導・広報啓発の推進

第７　具体的広報内容

運動の推進に当たっては、次により運転者及び歩行者のそれぞれの立場から交通安全を実践するとともに、家庭、学校、職場では、交通の場における正しい行動が習慣化されるよう話し合いや指導を行い、各地域では地域のふれあいを通じて、地域に根ざした交通安全活動が行われるように努める。

１　こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保

○　歩行者の皆さんは

横断歩道や信号機のある交差点が近くにあるときは、その横断歩道や交差点で横断しましょう。

横断する前、横断中も、左右の安全をよく確認して車に注意しましょう。

外出するときは、明るい服装を心掛け、反射材用品等を身に付けましょう。

○　家庭では

家族が外出するときは、「交通事故に気をつけて」のひと声をかけましょう。

○　学校では

基本的な交通ルールのほか、「ながらスマホ」などの危険性を理解させましょう。

○　地域・町内では

交通安全講習等に積極的に参加するなど、反射材用品等の普及と着用の促進を呼びかけましょう。

２　夕暮れ時と夜間の交通事故防止及び飲酒運転の根絶

○　運転者の皆さんは

対向車や先行車がいない場合は、走行用前照灯（ハイビーム）の使用を励行しましょう。

周囲が見にくく、歩行者等の発見が遅れがちになるので、交差点では徐行し、歩行者の道路横断に対応できる安全な速度で運転しましょう。

飲酒運転は悪質で重大な犯罪であるとの認識を持ち、二日酔い運転を含め、飲酒運転は絶対にやめましょう。

信号機の設置されていない横断歩道については、歩行者優先を守り、歩行者の安全な通行を確保しましょう。

思いやりとゆずり合いの気持ちを持って、安全運転を心掛け、あおり運転など危険な運転はやめましょう。

○　高齢運転者の皆さんは

体調に不安があるときは運転を控えるなど、無理のない運転を心がけましょう。

交通安全講習会などに参加し、交通ルールや加齢に伴う身体機能の変化などを理解しましょう。

安全を確保するため高齢運転者標識（高齢者マーク）を活用しましょう。

○　同乗者の皆さんは

運転者に対して、ゆとりを持って運転するよう声をかけ、安全運転を実践させましょう。

運転者の飲酒状況を確かめ、二日酔い状態も含めて、酒気を帯びている人には、絶対に運転させないようにしましょう。（同乗罪に問われる場合があります。）

○　家庭では

外出時は、明るい服装を心がけ、反射材用品やＬＥＤライト等を身につけるなど目立つ工夫をしましょう。

交通事故に遭わないよう、夕暮れ時の危険性、危険個所などについて話し合いましょう。

「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性を話し合い、家族が外出するときは、「交通事故に気をつけて」のひと声をかけましょう。

運転に不安をもつ家族がいる場合は、免許の自主返納についても話し合いましょう。

飲酒運転は悪質で重大な犯罪であること、悲惨な事故やひき逃げにつながる危険な行為であることなどを、家庭で繰り返し話し合うなど、飲酒運転を根絶しましょう。

○　地域・町内では

街頭啓発や広報活動を通じて、交通ルールの遵守や交通事故防止を呼びかけましょう。

街頭啓発や町内会の会合、回覧板など、あらゆる機会を通じて、飲酒運転の根絶を呼びかけましょう。

○　職場・学校では

定期的に安全教育や指導などを行い、飲酒運転根絶の意識を浸透させましょう。

ポスター（飲酒運転根絶ロゴマーク使用）等の掲示や、ハンドルキーパー運動を推進するなど、継続的に安全啓発や注意喚起を実践しましょう。

飲酒場所に車で行かないことや、飲酒後の帰宅手段の確認など、飲酒運転をさせないため、お互いに注意喚起のひと声をかけましょう。

【ハンドルキーパー運動】

自動車で仲間と飲食店などへ行く場合に、お酒を飲まない人（ハンドルキーパー）を決め、その人が仲間を自宅まで送り届ける運動です。

○　酒類を提供・販売する飲食・販売店の皆さんは

飲酒運転の悪質・危険性や交通事故の悲惨さを呼びかけ、ハンドルキーパー運動を推進し、飲酒運転を根絶しましょう。

飲酒運転をしようとしている者を制止し、タクシーや運転代行の利用を促すなどして、飲酒運転を根絶しましょう。

○　タクシー・運転代行業者の皆さんは

酒類を提供する飲食店や酒類販売店等と協力して、タクシーや運転代行の利用を働きか

け、飲酒運転を根絶しましょう。

○　道民の皆さんは

「飲酒運転をしない、させない、許さない、そして見逃さない」を徹底しましょう。

飲酒運転をしている者や、その疑いのある者を発見した場合は、警察に通報しましょう。

【飲酒運転通報システム】

北海道警察では、110 番通報のほか、飲酒運転に関する情報提供を電子メールにより受け付ける「飲酒運転ゼロボックス」をホームページ上に開設しています。

３　自転車等のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

○　運転者の皆さんは

交差点等における一時停止、安全確認を徹底し、自転車等との事故を防止するとともに、自転車等を追い越すときは、安全な間隔を確保しましょう。

○　自転車等を利用する皆さんは

自転車も車両として交通ルールを守らなければならないことをよく認識しましょう。

車道通行が原則（左側端）、歩道通行は例外（歩行者優先）を徹底しましょう。

乗車用ヘルメットの着用、自転車損害賠償保険等への加入、夕暮れ時は早めのライト点灯に努めましょう。

特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）を利用する際には、ナンバープレートの取り付けや自賠責保険（共済）への加入など特定小型原動機付自転車に関する交通ルールを遵守しましょう。

イヤホン使用など安全な運転に必要な交通に関する音又は声が聞こえないような状態での運転、傘差し、「ながらスマホ」の片手運転など危険な行為はやめましょう。

○　家庭では

自転車等の点検・整備に努め、自転車等に乗車するときは、乗車用ヘルメットを着用するとともに、自転車損害賠償保険等に加入しましょう。

○　学校では

「自転車安全利用五則」や「北海道自転車条例」の周知を図るとともに、イヤホン使用など安全な運転に必要な交通に関する音又は声が聞こえないような状態での運転、傘差し、「ながらスマホ」の片手運転などの危険性についての指導を徹底しましょう。

○　地域・町内では

交通安全講習等に積極的に参加するなど、反射材用品やＬＥＤライト等の普及と着用の促進、自転車の交通ルールの遵守とマナーの向上に努め、お互いに自転車の安全利用を呼びかけましょう。

４　スピードダウンと全席シートベルトの着用

○　運転者の皆さんは

時間にゆとりをもち、スピードダウンで安全運転をしましょう。

後部座席を含め、全員がシートベルト・チャイルドシートを正しく着用しているか確認しましょう。

○　同乗者の皆さんは

運転者に対して、ゆとりを持って運転するよう声をかけ、安全運転を実践させましょう。

全ての座席でシートベルト・チャイルドシートを着用しましょう。

○　家庭・職場では

スピードの出し過ぎによる交通事故の悲惨さを話し合い、安全運転に努めましょう。

シートベルト・チャイルドシートを着用しない場合の危険性について理解を深め、全ての座席において、必ず着用するよう習慣付けましょう。

○　地域・町内では

街頭での啓発活動や町内会の会合、回覧板など様々な機会を通して、スピードダウンや全ての座席でのシートベルトとチャイルドシートの正しい着用について呼びかけましょう。

まずはみんなで安全確認！
みんなで守ろう交通ルール

令和5年9月21日(木)～9月30日(土)
秋の全国交通安全運動

9月30日(土)は「交通事故死ゼロを目指す日」です

チャイルドシート着用推進
シンボルマーク「カチャビョン」

こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保

夕暮れ時と夜間の交通事故防止及び飲酒運転等の根絶

自転車等のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

内閣府
交通安全対策
オフィシャル
サイト

北海道の地域重点「スピードダウンと全席シートベルトの着用」

内閣府　北海道、北海道教育委員会、北海道警察、札幌市、市町村、公益社団法人 北海道交通安全推進委員会
一般財団法人 北海道交通安全協会、一般社団法人 北海道安全運転管理者協会

9月30日(土)は「交通事故死ゼロを目指す日」です

みんなで交通ルールを守って事故ゼロにしよう！

こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保

左右を確認しよう！

歩行者も交通ルールを守ろう！

歩行者が道路横断中の交通事故が多発しています。信号は必ず守りましょう。横断歩道では必ず止まり、左右の安全を確かめてから渡りましょう。横断中も周囲の状況を確認しましょう。

反射材を活用しよう！

地域・家庭で、日頃から通学路や生活道路等の安全を確かめましょう。
夕暮れ時や夜間の時間帯には反射材を身に付けて、自分の存在をアピールしましょう。

夕暮れ時と夜間の交通事故防止及び飲酒運転等の根絶

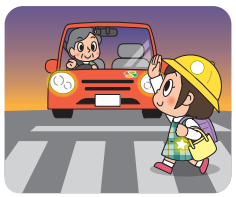

歩行者を優先しよう！
早めにライトを点灯しよう！

横断歩道は歩行者優先！夕暮れ時は早めのライト点灯を！

横断歩道は歩行者優先です。運転者には横断歩道手前での減速義務や停止義務があります。歩行者や他の車両に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って運転をしましょう。また、秋になると日没時間が早まります。夕暮れ時は、早めのライト点灯を心掛けましょう。

お酒を飲んだら運転しない、させない！妨害運転しない！

飲酒運転は、極めて悪質・危険な行為です。「飲酒運転を絶対にしない、させない」という強い気持ちを持ち、飲酒運転を根絶しましょう。また、妨害運転（いわゆるあおり運転）も絶対にやめましょう。

飲酒運転はダメ！

自転車等のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

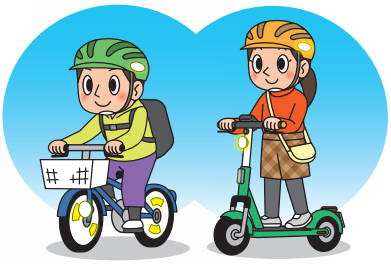

ヘルメットを着用しよう！

自転車も特定小型原動機付自転車もヘルメット着用！

自転車のヘルメット非着用時の致死率は、着用時と比べて高くなります。自転車を利用するときは、ヘルメットを必ず着用しましょう。また、特定小型原動機付自転車（いわゆる電動キックボード等）に乗るときも、ヘルメットを着用し、交通ルールを守りましょう。

自転車安全利用五則

1. 車道が原則、左側を通行
   歩道は例外、歩行者を優先
2. 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
3. 夜間はライトを点灯
4. 飲酒運転は禁止
5. ヘルメットを着用

北海道では、上記のほか独自に「スピードダウンと全席シートベルトの着用」を地域重点としています。

●思いやりとゆずり合いの気持ちを持って、速度を守り、安全運転を心掛けましょう。また、後部座席を含め、全員がシートベルト・チャイルドシートを正しく着用しているか確認しましょう。

令和５年 9月21日(木)～9月30日(土)

秋の全国交通安全運動

内閣府　北海道、北海道教育委員会、北海道警察、札幌市、市町村、公益社団法人 北海道交通安全推進委員会
一般財団法人 北海道交通安全協会、一般社団法人 北海道安全運転管理者協会